

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 26 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用
の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主
管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期
高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しまし
たので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願い
いたします。



(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

保医発 0926 第 3 号
令和 7 年 9 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の
請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

後期高齢者医療制度における窓口負担については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）」（令和 4 年 1 月 4 日保発 0104 第 1 号）において示されているように、一定以上の所得を有する者の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、2 割負担の対象者について、月間の外来療養に係る負担増加額を 3 千円に抑える配慮措置を講ずることとされ、また、「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和 4 年 9 月 13 日保医発 0913 第 6 号保険局医療課長通知。以下「令和 4 年通知」という。）において、診療報酬明細書等の特定疾病療養（マル長）の記載について取扱いを示しており、本取扱いの終期については、改めてお知らせするとしていたところである。

今般、本配慮措置が今月末で終了することに伴い、令和 4 年通知を令和 7 年 9 月 30 日限りで廃止することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。